

# ビキニ核被災国家賠償請求訴訟の原告・支援者の皆さまへ

2019年12月25日

太平洋核被災支援センター

ビキニ核被災国会賠償請求訴訟を支援する会

## ビキニ核被災者の新たな提訴に向けて

今年も大晦日を間近に迎える頃となりました。いかがお過ごしでしょうか。

ビキニ核被災国家賠償請求訴訟のことについて、報告します。

### 1 高松高裁判決への今後の対応について

#### ◀ 訴訟と経過について ▶

2016年5月9日、高知地裁に提訴したビキニ核被災国家賠償請求訴訟は、ビキニ事件の真相を究明し、長年原因がわからず、苦しみながら病気と向かい合い必死に生きてきた元乗組員と遺族の方に対して、国が被災事実を隠し続け、救済に向けて何もしてこなかった責任を明らかにするたたかいでした。

高知地裁は2018年7月20日の判決で、「20年の除斥期間を過ぎている」とか「国が意図的に隠すことはしていない」として、国に法的な責任はないとの判決を下しました。これを不服として29名の原告団を再編して高松高裁に控訴しました。

2018年8月3日に控訴した高松高裁での争点は、①60年余の政府が隠し続けてきた証拠に対する誤認があること、②厚労省設置法や国家公務員法などでビキニ核被災の調査や救済の義務があることなどをあげました。

しかし2019年12月12日の判決は、「国が意図的に隠し続けた証拠がない。法律で被災者の調査や救済の義務も課せられていない」として、原告の訴えを再び棄却しました。

判決の中で「国が意図的に隠すとしたら、資料を廃棄していた」「廃棄していないから、意図的に隠したと言えない」と、司法の見解を示しました。

日本政府が「ビキニ事件で第5福竜丸以外に被災者はいない」としたアメリカ政府との間で政治的決着を図ったことに対して、憲法に基づき、国民の側に立って3権分立の理念をいかし、主権者を守る審判を下すべき司法の責任を放棄していることに、腹の底から怒りが湧いてくるばかりです。

国賠訴訟は、ビキニ核被災の元乗組員の救済の道を切り拓くたたかいでした。しかし、地裁に提訴して以来、救済の道を切り拓く希望を共有する間もなく、原告の元船員5名と遺族1名を失ったことが悔やまれます。

引き続いて国賠訴訟で国の責任を追及し、司法的救済を求めるには60年前の被災の事実との因果関係を立証する証拠立てに時間を要し、その時間的猶予がこれ以上許され

ないこと、そして最高裁が政権寄りに救済の道を断つ判決を出す可能性があることなどを考えて、以下の判断をしました。

＜ 結論 ＞

- ① 上告はしない。ただし救済の道を拓く取り組みをやめるのではなく、国賠訴訟から船員保険法による労災保険適用の裁判に切り替える。
- ② 全国健康保険協会船員保健部が労災申請を却下したことに對して、2020年3月までの提訴期限内に、高知地裁で提訴の手続きを行う。

## 2 これからのビキニ核被災元船員救済の取り組みについて

### ＜ 取り組みの位置づけ ＞

これからのビキニ核被災救済のたたかいは、高知地裁と高松高裁が判決で、司法として第5福竜丸船員以外のマグロ船などの船員の被ばくを認めた上で、被災船員の救済の道を示唆していることを活かして、一日も早い救済を実現していくことです。

改めて、高知地裁判決文の抜粋を紹介します。

- 「原子爆弾よりもはるかに強力で広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことは判明しており、これによる健康被害を等閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではない」
- 「船員保険法による救済についても、本件被ばく直後の時期に血液検査等の健康調査が十分に行われなかったこと、被ばくした場所が海上であり、その痕跡が残りにくかったこと、本件実験による放射性降下物の飛散状況などに関する情報は米国が保有し、自主的開示まで相当年月を要したこと、晩発性障害はその性質上原因を特定することが容易でないことなどを考慮すると、個々の漁船員が、本件実験によって被ばくしたことに加え、申請時点における健康状態の悪化が被ばくによる結果であることを立証するのは、困難を伴うものであることは否定できない」
- そうすると、長年にわたって顧みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる」
- 「国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済を図ることは困難であり、改めて立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない」

この2018年7月20日付の高知地裁判決の内容は、高松高裁判決も否定していません。国賠訴訟で高知地裁、高松高裁の判決が示唆した元船員の被ばく救済の道を、次の労災申請のたたかいにいかしていきたいと思えます。

≪ 具体的な今後の取り組みについて ≫

- 1 全国健康保険協会船員保険部に先に労災申請し、厚労省社会保険審査会に再審査請求を行い、却下された 10 名と、後から申請し関東信越厚生局に審査請求中の 3 名で、船員保険法の適用を求めて提訴の手続きをすすめる。
- 2 提訴するにあたり、高知で弁護団を結成するとともに、全国的な組織に提訴への参加と支援を要請する。高知においては、2 月 11 日に支援組織準備会を結成する。
- 3 結成した弁護団の支援を受けて、提訴期限の 2020 年 3 月末に向けて、高知地方裁判所へ提訴手続きの準備を進める。提訴の日に、支援する会の結成総会を開催し、原告とともに提訴の手続きをする。
- 4 提訴の準備と手続きと同時に、2019 年度に県として事業化された健康相談会やシンポジウムの計画の進捗状況を踏まえながら、高知県に対して独自の救済や県条例制定など具体的に実現していくことを要請する。
- 5 今後の取り組みの進捗状況は、労災申請者だけでなく、国賠訴訟の原告の方にも報告する。
- 6 これらの取り組みの一つひとつをマスコミにも公表し、広く世論に訴えながらすすめる。

# 社説

## 被ばく者放置は許されぬ

### ビキニ訴訟

米国によるビキニ環礁の水爆実験で多くの日本人漁船員が被ばくしてから65年。元船員や遺族の叫びは控訴審でも届かなかつた。

被ばくを不す資料を日本政府が隠し続け、必要な治療が受けられなかつたとして、元船員らが国家賠償を求めた訴訟で、高松高裁は、請求を棄却した一審高知地裁の判決を支持し、原告の控訴を退けた。政府の隠匿について高裁は、これまで間に閣僚も政府関係者も、所属政党を含め多数が交代しており、「隠匿を引き継がれたというのは現実的でない」と否定した。

ただ、被ばく者がこれまで政府から放置されてきたのは紛れもない事実だ。被ばく者の救済や支援について司法の場はもちろん、政府や国会でも検討されていくべきだ。

米国は1946～58年に太平洋のマーシャル諸島で核実験を行った。54年の水爆実験では静岡県内のマグロ漁船「第五福竜丸」の船員らが被ばく。約半年後に無縁長の久保山愛吉さんが死亡した。

当時、周辺海域では第五福竜丸以外にも多くの日本の漁船が操業。帰国すると検査を受け、魚は廃棄されたと元船員は証言している。ところが、政府は86年、第五福竜丸以外の被ばく漁船の検査資料はないと国会で答弁する。元船員らの求

めで、延べ556隻の検査結果を開示したのは2014年のことだ。隠してきたと疑われても仕方がない経緯だろう。

高松高裁は、船員が被ばくの検査を受けたことは当時から知られ、国の職員らは被ばくを知っていた可能性が高いと指摘。一方で、当時は被ばくの健康被害の知見が不十分で、こんにちから見れば過小評価したと言わざるを得ないが、それは「結果論」だとした。かなり政府側の論理に立った判断と言えよう。

忘れてはならないのは、この問題は当時、日米両政府で早期の政治決着が図られたことだ。被ばく翌年、米国が日本に見舞金200万ドル(当時7億2千万円)を支払うことで米国の法的責任は不問とした。核実験を繰り返した上に、外国人の被害を矮小化しようとする米国の

姿勢は許されないが、日本政府の責任も重大だ。処理を急ぐため、第五福竜丸以外の被ばく者を放置した可能性すらある。

なぜ長らく情報を開示せず、被ばく者の健康の追跡調査をしなかつたのかも政府からは納得のいく説明がない。米国への配慮は感じられても自国の被害者への対応はあまりに不誠実だ。

原告側は上告について慎重に検討するとう。いずれにしても政府には元船員らの救済や支援に当たる責任がある。それは一審、二審の判決ともに指摘している。

元船員は事実上の「労災認定」である船員保険の適用を申請したが、健康被害と被ばくの因果関係が不明だとして退けられている。元船員や遺族の高齢化も進んでいる。これ以上の放置は許されない。